

相続定期貯金

想いで

令和4年 3月1日(火) ~ 令和5年 2月28日(火)

受け継ぎたい
想いでとともに

スーパー定期貯金

1年もの
年利

0.10%
(税引き後0.079%)

ご利用
いただける方

相続手続き完了後1年以内に相続により取得した資金を原資としてお預け入れいただける個人のお客様。
(当JA以外の預貯金、共済・生命保険の契約者の死亡により取得した資金、不動産や証券等の換金代金も預入可能としますが、
相続によらない資金は預入対象外とします。)

お預入金額

100万円以上で相続により取得した金額の範囲内に限らせていただきます。

 JAバンク 大分
JA/信連

<https://www.jabank-oita.or.jp/>

JAバンク大分

検索

詳しくはお近くのJA窓口までお気軽にどうぞ。

相続定期貯金 想いで

ご利用いただける方	JA及び他の金融機関で相続手続き完了後1年以内に、その相続により取得した資金を原資としてお預け入れいただける個人のお客様。
お 取 扱 い 期 間	令和4年3月1日(火)～令和5年2月28日(火) ※期間中であっても金融情勢の変化により、適用金利などの変更や販売を中止させていただく場合がございます。
お 取 扱 い で き る 定 期 貯 金	●スーパー定期貯金(単利型) 1年 ※お預け入れ時にお申し出いただいた場合は、自動継続(元金継続または元利金継続)のお取扱いができます。
お 預 け 入 れ 期 間	1年
適 用 金 利	1年:0.10%(税引き後0.079%) ※復興特別所得税が付加されることにより、2013年1月1日から2037年12月31日までの25年間、20.315%の源泉分離課税(国税15.315%、地方税5%)となります。
お 預 け 入 れ 金 額	100万円以上(1円単位)で相続により取得した金額の範囲内。
ご 利 用 方 法	●ご利用の際はお届け印・本人確認書類の他に、他金融機関で相続手続きをされた場合は「相続人であること」「相続手続きの完了時期」「相続により取得した金額」が分かる下記①から④のいずれかの書類の提示を受けることとします。 ①遺産分割協議書の写し ②金融機関に提出した相続手続き依頼書の写し ③「戸籍謄本の写し」および「被相続人名義の解約済通帳または計算書の写し」 ④「遺言書(公正証書遺言または検認済の自筆証書遺言)」および「被相続人名義の解約済通帳または計算書の写し」
満 期 時 の お 取 扱 い	金利上乗せは初回満期日までとなります。 自動継続後の適用金利は自動継続時のスーパー定期貯金の店頭表示利率を適用します。
中 途 解 約 に つ い て	原則として中途解約はできません。 やむをえず満期日前に解約される場合は、JA所定の方法により計算された中途解約利率が適用されます。